

「茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱」

事前協議申出の手引き

(令和2年4月1日)

茂原市役所 都市計画課 開発指導係

1. 事前協議申出フローチャート

- ・対象となる太陽光発電施設
野立て式(第2条(1))かつ、発電出力10kw以上(第3条)の太陽光発電施設

① 「茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱」に基づく事前協議申出
： 第1、2、3号様式(p2～4)、FIT法認定登録証写し、計画図等(p7～8)を正副二部提出



② 審査：関係各課への意見聴取



③ 指導：通知書の交付



④ 回答：通知に記載された各課と必要な協議を行い、通知に対する回答を任意書式で提出(p9)



⑤ 事前協議終了通知書の交付



⑥ 着工届提出：第5号様式(p5)



⑦ 完了届提出：第6号様式及び工事写真、電子データ(p6)

※  …申出者手続き
 …茂原市手続き

2. 様式記入例

I. 第1号様式：事前協議申出書 (記入例)

別記
第1号様式(第6条第1項、第2項)

茂原市太陽光発電設備設置事業事前協議(変更)申出書
令和〇年 △月 □日

(宛先) 茂原市長

申出人(事業者) 住所 茂原市〇〇123番地
氏名 〇田 〇夫
(連絡先☎ 〇〇-〇〇〇〇)

代理人 住所 茂原市△△456番地
氏名 △川 △郎
(連絡先☎ △△-△△△△△△)

太陽光発電設備設置事業について、茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱第6条(第1項・第2項)の規定により、事前協議の申出をします。

事業の名称	〇田〇夫太陽光発電施設
事業の所在地	茂原市□□字□□789番地
事業区域面積	1,000 m ²
工事施工者住所、氏名及び連絡先	住所 ××市××135番地 氏名 ××興業 代表取締役 ×野 ×弘 連絡先 ××-××××
工事着工予定日	令和〇年〇月〇日
工事完了予定日	令和△年△月△日

※茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱第6条第1項に規定する書類を添付すること。

・都市計画課に提出した日付を記入。

・申出人が企業の場合は代表者名まで記入。

・代理人が申出する際は、記入の上、委任状(任意様式)を添付。

・施工業者、施工計画等あれば記入して下さい。未定であれば、記載せず提出して戴き、着工届提出の際、改めて記入して下さい。

※ 添付書類

- (1) 茂原市太陽光発電設備事業計画書(別記第2号様式) ⇒ p3
- (2) 茂原市地域住民等説明会等実施報告書(別記第3号様式) ⇒ p4
- (3) FIT法による認定登録証の写し
- (4) 指導要綱別表に定める図書 ⇒ p7~8

II. 第2号様式：事業計画書 (記入例)

第2号様式（第6条第1項）

茂原市太陽光発電設備事業計画書

再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	○田○夫太陽光発電施設
	設備ID	AB12345C12
	所在地	茂原市□□字□□789番地
	発電出力	49.5kw
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	○田 ○夫
	住所	茂原市○○123番地
	連絡先	○○-○○○○
保守点検責任者	氏名	××興業 代表取締役 ×野 ×弘
	連絡先	××-××××
運転開始年月日		令和○年 ○月 ○日
① 接続道路名及び幅員	道路名 市道3級2468号線 法定外道路 幅員 5.0m	
② 森林伐採の有無	無・有 (保安林・民有林・それ以外) 伐採規模 m ²	
③ 埋立ての有無	埋立て材の種類：山砂 埋立て規模：1,000 m ²	
④ 雨水排水方法	放流先：無・有 (河川・排水路・それ以外) 排水方法：浸透槽に雨水を集め、処理しきれない 分を道路側溝に排水する。	
⑤ 農地転用の有無	無・有	
⑥ 埋蔵文化財の包蔵地の内外	内・外	

・FIT法認定登録情報と同じ内容を記載して下さい。

・区域に接している道路を全て記載。
・不明な場合は、建築課で確認して下さい。

・現況、或いは地目が山林の場合、記載。

・区域内を盛土する場合、記載。

・区域内の雨水処理方法について具体的に記載。

・農地転用申請の有無を記載。

・区域が埋蔵文化財の包蔵地かを記載。
不明の場合は、生涯学習課に確認。

- ① … 区域に接している道路の幅が狭い場合、セットバックをお願いする場合があります。(主な担当課：都市計画課、建築課)
- ② … 樹木の伐採を行う場合、森林法の届出が必要となる場合があります。(主な担当課：農政課)
- ③ … 埋立ての規模や、埋立て材の種類によって、各種申請が必要となる場合があります。(主な担当課：環境保全課)
- ④ … 放流する場合は各種許可申請、区域内処理の場合は設計の見直しをお願いする場合があります。(主な担当課：都市計画課、土木管理課)
- ⑤ … 地目が農地の場合、農地転用許可申請が必要となります。(主な担当課：農業委員会事務局)
- ⑥ … 区域内が埋蔵文化財の包蔵地であった場合、文化財保護法第93条の届出が必要となります。(主な担当課：生涯学習課)

Ⅲ. 第3号様式：説明会等実施報告書 (記入例)

第3号様式（第6条第1項）

茂原市地域住民等説明会等実施報告書

令和〇年 △月 □日

(宛先) 茂原市長

事業者 住所 茂原市〇〇123番地
氏名 〇田 〇夫

地域住民等に対し説明会等を実施したので報告します。

事業の名称	〇田〇夫太陽光発電事業
事業の所在地	茂原市〇〇123番地
説明方法	個別訪問・ 説明会の開催 ・その他()
説明内容	事業概要、工事概要、質疑応答等
説明の日時	〇年 △月 ×日(◇) 13時分～15時分
説明の場所	〇〇自治会館
説明者の氏名	〇田 〇夫
質問・要望等の内容	質問・要望等への対応内容
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会、及び近隣住民から出た質問・要望・意見等について、詳細に記入して下さい。 ・書ききれない場合は、別紙任意様式にてこちらの報告書に添付して下さい。 ・どなたが質問等をされたか確認出来る様、お名前も併せて記入して下さい。 ・自治会長等に内容の確認を取らせて戴く場合があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の内容に対する回答を記載して下さい。 ・説明会、個別訪問等を行うに当たり、配布した資料があれば、添付して下さい。 ・単に太陽光発電施設建設のチラシをポストティングした等の場合、改めて説明会等の実施を求める場合があります。

備考 地域住民等に説明した資料を添付すること。

・説明方法については、その地区の自治会長と協議して決定して下さい。

・説明会の日時や場所について、複数ある場合は別紙任意様式にまとめて下さい。その際、日時、場所、相手を明記して、質問と回答の内容を比較出来るようにまとめて下さい。

・様式左側に出席者の意見、質問、要望等を、右側にそれに対する対応、回答等を記載して下さい。

・自治会に加入していない近隣住民及び、事業区域の境界から50m以内の区域の住民に対しては、個別に説明をお願いします。

・どの資料が地域住民等に説明する際に提供した資料なのか、わかるように添付して下さい。

※ 設置区域の自治会が分からない方は、生活課(TEL:20-1505)に確認して下さい。

区域が複数の自治会にまたがっている場合は、それぞれの自治会長に説明方法を確認して下さい。また、報告書も個別に提出して下さい。

排水を水路へ放流する場合、地元自治会や水利組合の許可等が必要となることあるため、その際は許可証等の写しを添付して下さい。

IV. 第4号様式：事前協議(変更)終了通知書

※ 市が申出者宛てに交付する様式のため、記入例から除外。

市の指導通知に対して、回答書及び必要書類が提出され、指導要綱の内容に則していると確認出来たのち、交付します。

工事を開始する際は、留意事項をよく確認して施工して下さい。

V. 第5号様式：着手届出書 (記入例)

第5号様式（第11条）

着手届出書

令和 ○年 ▽月 □日

（宛先）茂原市長

事業者 住所 茂原市○○123番地
氏名 ○田 ○夫
（連絡先 ☎ ○○-○○○○）

太陽光発電設備設置事業に関する工事に着手したので、茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱第11条の規定により、届け出ます。

事業の名称	○田○夫太陽光発電施設
事業の所在地	茂原市□□字□□789番地
工事着手年月日	令和 ○年 ○月 ○日
工事完了予定年月日	令和 △年 △月 △日

・市への提出日を記入。

・着手し次第、速やかに届け出て下さい。

※ FIT法認定登録標識は、工事施工開始後速やかに掲示して下さい。

もし、工事中に当初計画から変更が生じた場合は、速やかに都市計画課に報告して下さい。設備区域の面積が拡がったり、発電出力が上がる場合は、変更届が必要となります。

逆に規模が縮小する場合や、設備の配置や構造が変わる場合は、軽微な変更として完了時の竣工図データに変更内容を反映していただきます。

どちらの場合も、指導内容の追加・変更が生じる恐れがあるため、施工前に問題ないか確認を取るよう、お願いします。

VI. 第6号様式：完了届出書 (記入例)

第6号様式（第11条）

完了届出書

令和 ○年 ▽月 ◇日

（宛先）茂原市長

事業者 住所 茂原市○○123番地
氏名 ○田 ○夫

太陽光発電設備設置事業に関する工事が完了したので、茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱第11条の規定により、届け出ます。

事業の名称	○田○夫太陽光発電施設
事業の所在地	茂原市□□字□□789番地
工事完了年月日	令和 ○年 ▽月 ◇日

・市への提出日を記入。

・実際に工事が完了した日付を記入。

- ※ 完了届提出の際は、
（ 竣工時の各種図面の電子データ(PDF)
 工事記録写真の電子データ
 を添付して下さい。

完了届と各種電子データの提出をもって、事前協議の手続きは終了となります。
こちらから改めて完了通知の交付等を行いません。

VII. 第7号様式：処理状況報告書

- ※ こちらの様式は通常の事前協議では使用しません。

市の指導通知に対して指導要綱に則した回答をいただけなかった場合、改めて市から指導文書を交付します。
その際、指導に対して、事業者としてどのような対応を取ったかをこちらの報告書に記入して提出していただく様式となります。

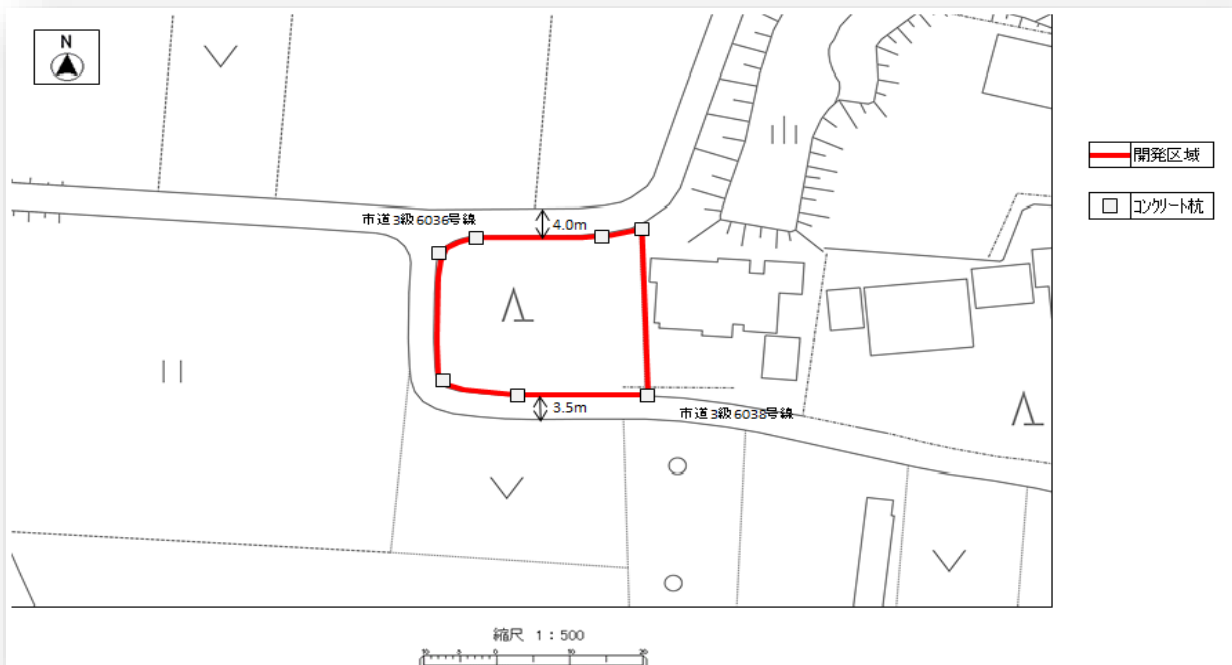
3. 添付書類について

① 位置図(縮尺1/2500以上のもの) (記入例)



※ 太陽光発電設置区域が分かり易いように、目立つ色で囲んで下さい。

② 現況図(縮尺1/500程度) (記入例)

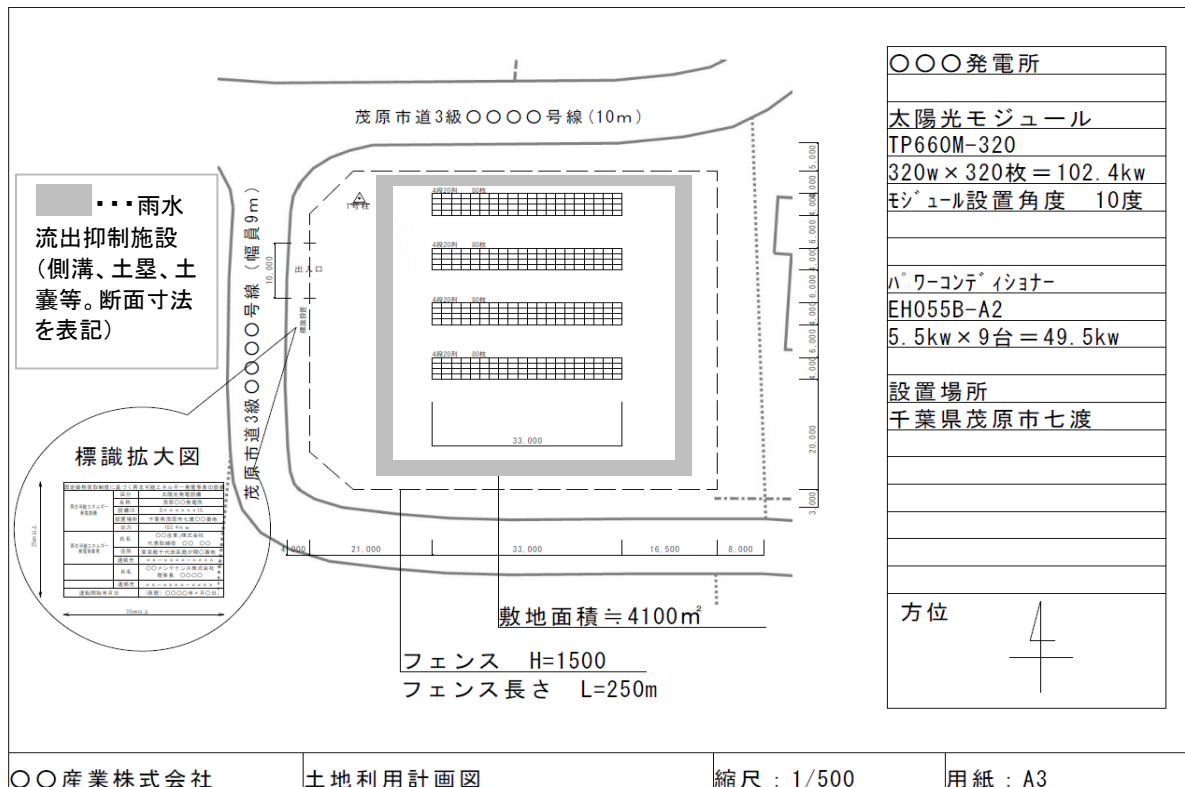


※ 太陽光設備設置区域周辺の現況(設置前の状況)を図示して下さい。
・設置区域を目立つ色で表記して下さい。
・区域に接する道路の名称、幅員を記入して下さい。また都市計画道路の予定があれば、表記して下さい。
・境界標の位置、及び土地の高低差の数値も記入して下さい。

③ 現況写真

※ 道路に接している付近、及び認定登録標識を設置する予定の付近を撮影して下さい。
 (標識は第三者が見て分かり易い場所に設置して下さい。)

- ④ 土地利用計画図(縮尺1/500程度) (記入例)
 ⑤ 造成計画平面図、及び断面図(縮尺1/500程度)
 ⑥ 排水施設計画図(縮尺1/500程度)



④ ※ 区域に太陽光発電設備を設置した完成予定図を作成して下さい。

- 区域内に太陽光パネルをどの様に配置するか、正確に図示して下さい。
- パネル以外に設置する設備(パワーコンディショナー・蓄電設備等)があれば、正確に図示して下さい。
- 柵、入口、標識を図示し、材質、サイズ等を記載して下さい。
- 出入口を整備するに当たり、歩道の切下げや水路に橋を架ける等、区域外に施工する場合は、範囲や施行内容を詳細に記載して下さい。
(公共用地に施工する場合は、市又は県の許可が必要となります。)
- 区域に接する道路の名称、幅員を記載して下さい。また、都市計画道路の予定があれば記載して下さい。
- 道路からフェンスまでの距離、及びフェンスからパネルまでの距離を表示してください。

⑤ ※ 土地利用計画図と同様の図面を用いて区域内の切土・盛土を色分けして下さい。断面図は平面図に位置を記載し、切盛りする前後の地盤面を図示して下さい。
また、切盛りをしない場合も、隣接する土地との高低差や水路等の位置を確認するため、区域周辺を含めた平面図・断面図を提出して下さい。

・区域に設置する太陽光パネルやその他の設備、柵等を図示して下さい。特に、架台、柵の高さや設置位置について、正確に記載して下さい。

・区域内を舗装、植栽、吹き付け工等する場合は、範囲を図示し、構造図を添付して下さい。

⑥ ※ 土地利用計画図と同様の図面に区域内の雨水処理方法・排水施設計画図、及び放流先までの排水経路図を記載して下さい。

・基本的に、設置区域の雨水は区域内で処理し、隣地に溢れる事のないようにして下さい。(浸透施設、或いは貯留施設の設置等)

・オーバーフロー分を水路等に流す場合は、管理者の許可を得て下さい。
(例…側溝：土木管理課等、水路：水利組合等、農業用水路：農家組合等)

・管渠、側溝、集水柵等については、管径を記載し構造図を添付して下さい。
また、区域外の既設管についても、接続するものは管径を記載して下さい。

⑦ その他市長が必要と認めた図書

※ 上記の図書以外に、必要に応じて別途資料等の提出を依頼する場合があります。
(例…各種構造図、委任状等)

・事前協議申出書の代理人欄に記載がある場合、委任状が必要となります。

4. 通知に対する回答の提出について

- ※ 申出された太陽光発電設備設置計画について、関係各課で意見を取り纏めた内容を都市計画課で「通知」として交付します。
 事業者の皆様には通知に記載された各課の指導内容に対して、任意様式で回答を提出していただき、それらの回答が適正であると確認でき次第、こちらから「事前協議(変更)終了通知書」を交付する流れとなります。

このとき提出していただく回答について、特に様式を定めてはおりませんが、

- ① 申出者の記名。
- ② こちらの指導に対し、一問一答形式で回答を記述。
- ③ 「～について、事前に協議すること」等の指導の場合、実際にその課の担当者と協議し、決定した内容まで回答に記載すること。
- ④ 許可申請の提出を求められた際は、担当課で手続きを取り、許可証の写しを回答に添付すること。もし、後日写しを提出する場合は、それまで協議終了通知書の交付は保留となります。

回答例

令和 ○年 ○月 ○日

回 答

茂原市長 ○○ ○○ 様

申 出 者 名

資産税課

土地の課税地目は、賦課期日（1月1日）の現況により認定する。	了解しました。

環境保全課

千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例に該当する場合は、届出をすること。	担当○○と協議し、条例に該当しない事を確認しました。

土木管理課

道路法第24条施行承認申請をすること。	担当○○と協議し、施行承認申請を行いました。施行承認書の写しを添付します。

都市計画課

降雨量等から想定される雨水を有効に排水するため、排水路の改修、調整池の設置、その他必要な措置を講ずること。	担当○○と協議し、区域内に調整池を設置し、既設道路側溝に接続します。変更内容を記載した各種計画図、構造図を添付します。

・提出日を記載

・申出者の記名

・一つの指導に対し一つの回答を個別に記入して下さい。

・「～すること。」については、必ず担当課と協議し、決まった内容を記入して下さい。

・協議内容を確認する場合がありますので、担当者名を記入して下さい。

・協議終了通知の交付は、必要書類の提出が全て確認できた後となります。